

令和5年度 三重県私立高等学校等入学金補助金の申請について

本制度の対象となる場合は、期限までに以下のとおり手続きを行ってください。

【制度の概要】

保護者等の所得に応じて、三重県の費用により入学金の半額が軽減される制度です。

【対象者】

保護者等の年収の合計が350万円未満程度の世帯

・都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満の世帯

※生活保護世帯・非課税世帯は当校独自の制度「よよこー支援制度」が申請できます。（別途申請が必要です）

よよこー支援の詳しい制度は別途資料をご参照下さい。

令和4年度の課税額は令和3年(令和3年1月～令和3年12月)の収入をもとに算出されます。

*保護者等とは原則、親権者(両親の場合は2名)です。

*年収目安は「両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合」の目安です。

	道府県民税所得割額	市町村民税所得割額	計
親権者A	円	円	円
親権者B	円	円	円

↑85,500円未満であれば該当

【申請書類】

①入学金軽減申請書（様式A-2） →本校ホームページからダウンロードしてください。

②保護者等(両親の場合は2名)の令和4年度課税証明書・非課税証明書

お住まいの市町村役場・行政センター等で発行できます(発行手数料がかかります)

世帯で取得する場合、ホチキスははずさず全員分を提出してください

③口座登録申請用紙 →本校ホームページからダウンロードしてください。

【支給額および支給方法】

三重県より決定がありましたら、入学金の半額（5,000円）を申請頂いた返金用口座へ振り込みます。

【提出期限】

令和5年5月9日（火）最終締め切り

※提出がない場合は、申請しないものとして取り扱います。

【お問い合わせ・書類提出先】

〒517-0217 三重県志摩市磯部町山原785

代々木高等学校 事務局 東山

TEL: 0599-56-0772



事務局のLINEです

お気軽にお問い合わせください。

(通話不可)

※保護者等の全てが失業（自己都合の退職・定年等の期限満了による離職等を除く）や倒産等により家計が急変し、授業料の納付が困難になった場合、私立高等学校等授業料減免補助金の対象となることがありますので、年度途中に失業した場合は個別にお問合せください。
(保護者等の一方が失業等し、もう一方が就労していない場合を含む。)